

## 藤沢市私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、預かり保育を推進し、子育て支援の充実とともに幼児教育の振興を図るために、預かり保育を実施する私立幼稚園の設置者又は代表者（以下「設置者等」という。）に対し、予算の範囲内で当該事業に係る経費を補助することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）による認可を受け藤沢市内に設置された私立幼稚園であって、私学助成を受けているもの（保育緊急確保事業費補助金交付要綱（平成26年5月29日付け府政共生第383号内閣府事務次官通知）第3条第3号に規定する長時間預かり保育支援事業の補助金の交付を受けている場合を除く。）をいう。
- (2) 預かり保育 課業日における私立幼稚園が園則で規定している保育時間の前後、休業日又は長期休業日に、保護者の希望により在園児を預かることをいう。
- (3) 担当教員 幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有し、預かり保育を専任担当する者及び預かり保育を支援する本体施設の職員をいう。
- (4) 課業日 平日の開園日
- (5) 休業日 土曜日、日曜日及び祝日（次号に規定する長期休業日を除く。）
- (6) 長期休業日 園則において規定する春季、夏季及び冬季における長期の休業日

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、私立幼稚園が担当教員を配置して当該私立幼稚園の園地園舎内において実施する預かり保育であって、次の各号を満たすものとする。

- (1) 課業日において、常時1日2時間以上行う預かり保育
- (2) 休業日において、1日4時間以上かつ年間35日以上行う預かり保育
- (3) 長期休業日において、1日8時間以上かつ年間30日以上行う預かり保育

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象とする経費は、預かり保育の実施に要する人件費とする。

2 補助金の額は、別表に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者等は、市長が別に定める期日までに、私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金に係る事業計画書(第2号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて、私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金交付決定通知書(第3号様式)により設置者等に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付するものとする。

(補助金の交付決定を受けた者の責務)

第8条 補助金交付の決定を受けた設置者等は、良好な預かり保育及び目的を達成するため次の各号に掲げる事項に留意して補助事業を行わなければならない。

- (1) 預かり保育の実施に必要な担当教員の配置を行うこと。原則、担当教員2人の配置をもって預かり保育を実施することとし、1日の平均預かり児童数が30人を超えるときは3人を配置すること。
- (2) 預かり保育を行う保育室の環境を整えること。
- (3) 預かり保育の実施について募集要項等に明記し、周知を図ること。
- (4) 預かり保育に係る保育料について保護者負担の軽減を図ること。

(預かり保育実施状況の報告)

第9条 補助金交付の決定を受けた設置者等は、各月の末日における預かり保育実施状況を、その月の翌月5日までに私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金に係る実施状況報告書(第4号様式)により、市長に報告しなければならない。

(変更交付申請)

第10条 補助金交付の決定を受けた設置者等が、既に交付の決定を受けた補助金額の変更を受けようとするときは、私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金変更交付申請書(第5号様式)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金に係る変更事業計画書(第6号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出日は、市長が別に定める。

3 市長は、第1項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金変更交付決定通知書(第7号様式)により設置者等に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金交付の決定を受けた設置者は、私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金に係る年間の実績報告書(第8号様式)を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号のほか、補助事業に関し補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、取消に係る部分についてすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の保存等)

第14条 補助金の交付を受けた設置者等は、補助対象事業に係る書類を整備し当該年度の翌年度の4月1日から起算し、5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成29年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、長期休業日に1日2時間以上かつ年間10日以上預かり保育を実施し、改正前の規定により補助金の交付を受けていた私立幼稚園にあっては、当分の間、改正後の第3条第3号の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表)

課業日

1日平均開設時間	教員 2人	教員 3人
開始前 7時30分～	339,300 円	529,000 円
終業後 ～ 18時まで	293,500 円	640,200 円
終業後 ～ 18時30分まで	542,400 円	1,013,600 円
終業後 ～ 19時まで	760,200 円	1,360,400 円

長期休業日

開設日数	1日平均開設時間	教員 2人	教員 3人
30日 以上	8時間	329,600 円	514,400 円
	9時間	405,800 円	628,700 円
	10時間	482,000 円	743,000 円
	11時間以上	558,200 円	857,300 円
40日 以上	8時間	532,800 円	819,200 円
	9時間	634,400 円	971,600 円
	10時間	736,000 円	1,124,000 円
	11時間以上	837,600 円	1,276,400 円
上記を除く開設時間等 ※経過措置		80,000 円	80,000 円

休業日

開設日数	1日平均開設時間	教員 2人	教員 3人
35日 以上	4時間	67,200 円	160,800 円
	5時間	204,000 円	366,000 円
	6時間	340,800 円	571,200 円
	7時間	477,600 円	776,400 円
	8時間以上	614,400 円	981,600 円